

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	社会福祉法人の設立の認可
処分権者	市長
根拠規定	社会福祉法第32条
基準規定	社会福祉法第25条;第31条;第32条 社会福祉法施行規則第2条
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知） ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	社会福祉法人の合併の認可
処分権者	市長
根拠規定	社会福祉法第50条第3項、第54条の6第2項
基準規定	社会福祉法第50条第4項、第54条の6第3項
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知） ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	社会福祉法人の解散の認可又は認定
処分権者	市長
根拠規定	社会福祉法第46条第2項
基準規定	社会福祉法第46条第1項・第2項
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	社会福祉法人の定款の変更の認可
処分権者	市長
根拠規定	社会福祉法第45条の36第2項
基準規定	社会福祉法第45条の36第3項
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知） ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定介護予防支援事業者の指定
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第115条の22第1項
基準規定	介護保険法第115条の23・24 周南市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例第4条
審査基準	介護保険法115条の23、第115条の24 周南市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例第4条 規定は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定介護予防支援事業者の指定の更新
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第70条の2;第115条の31
基準規定	介護保険法第115条の23・24 周南市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例第4条
審査基準	介護保険法115条の23、第115条の24 周南市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例第4条 規定は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第70条の2;第115条の21
基準規定	介護保険法第115条の13・14 周南市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例第3条
審査基準	介護保険法第115条の13、第115条の14 周南市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例第3条 規定は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第115条の12第1項
基準規定	介護保険法第115条の13・14 周南市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例第3条
審査基準	介護保険法第115条の13、第115条の14 周南市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例第3条 規定は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第70条の2;第78条の12
基準規定	介護保険法第78条の3;第78条の4 周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例第3条
審査基準	介護保険法第78条の3、第78条の4 周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例第3条 規定は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定地域密着型サービス事業者の指定
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第78条の2第1項
基準規定	介護保険法第78条の3;第78条の4 周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例第3条
審査基準	介護保険法第78条の3、第78条の4 周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例第3条 規定は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認
処分権者	市長
根拠規定	社会福祉法第55条の2第1項
基準規定	社会福祉法第55条の2
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	社会福祉法人の社会福祉充実計画の変更の承認
処分権者	市長
根拠規定	社会福祉法第55条の3第1項
基準規定	社会福祉法第55条の3、第55条の2第3～第10項
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	社会福祉法人の社会福祉充実計画の終了の承認
処分権者	市長
根拠規定	社会福祉法第55条の4
基準規定	社会福祉法第55条の4
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定居宅介護支援事業者の指定
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第79条第1項
基準規定	介護保険法第80条、第81条 周南市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第3条
審査基準	介護保険法第80条、第81条 周南市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第3条 規定は略
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定居宅介護支援事業者の指定の更新
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第79条の2第1項
基準規定	介護保険法第80条、第81条 周南市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第3条
審査基準	介護保険法第80条、第81条 周南市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第3条 規定は略
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	第一号事業を行う指定事業者の指定
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第115条の45の5
基準規定	介護保険法第115条の45第1項第1号イ及びロ 介護保険法施行規則第140条の62の3第2項 周南市総合事業訪問介護の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 周南市総合事業通所介護の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱
審査基準	介護保険法第115条の45第1項第1号イ及びロ 介護保険法施行規則第140条の62の3第2項 周南市総合事業訪問介護の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 周南市総合事業通所介護の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱 規定は略
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	第一号事業を行う指定事業者の指定の更新
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第115条の45の6
基準規定	介護保険法第115条の45第1項第1号イ及びロ 介護保険法施行規則第140条の62の3第2項 周南市総合事業訪問介護の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 周南市総合事業通所介護の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱
審査基準	介護保険法第115条の45第1項第1号イ及びロ 介護保険法施行規則第140条の62の3第2項 周南市総合事業訪問介護の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 周南市総合事業通所介護の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱 規定は略
標準処理 期間	30日
備考	